

2 Applicant (Common Representative)
Name : ㊞
Address :

Country of nationality :
Country of residence :

3 Agent

Name : ㊞

Address :

4 Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

[備考]

1 「Request to Postpone Start of International Preliminary Examination」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう希望する旨を記載する。

2 「略」

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 则

(施行期日)

1 1)の省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 1)の省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十三条の1の規定は、1)の省令の施行の日(以「ト」)の項において「施行日」(ルコハ)以後にすむ国際予備審査の請求について、なお従前の例による。

○国土交通省令第十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十六号)の施行に伴い、同法第八十五条の二第一項による読み替えて適用する同法第八十二条第一項及び第八十五条の規定に基づき、船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第二十一号)の一部を次のようにより改正する。

船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第二十一号)の一部を次のようにより改正する改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め。

改 正 後

(報告)

第一条 法第八十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第八十二条第一項の規定による報告の命令は、文書により行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第三条 法第八十二条第一項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(権限の委任)

第四条 法第八十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の六及び第八十二条第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む)に委任する。

ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

改 正 前

(報告)

第一条 法第八十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第八十二条第一項の規定による報告の命令は、文書により行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第三条 法第八十二条第一項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(権限の委任)

第四条 法第八十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の六及び第八十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む)に委任する。

ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 Applicant (Common Representative)
Name : ㊞
Address :

Country of nationality :
Country of residence :

3 Agent

Name : ㊞

Address :

4 Request for Earlier Start of International Preliminary Examination

[備考]

1 「Request for Earlier Start of International Preliminary Examination」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間の満了前に国際予備審査を開始することを希望する旨を記載する。

2 「略」